

沼津市職員措置請求書を受理しました

要 旨

令和4年11月30日に提出された沼津市職員措置請求書については、地方自治法第242条の請求要件を具備しているものと判断し、令和4年12月14日に監査委員の合議により受理決定されました。

概 要

- 1 請求人 1名
- 2 請求の要旨 沼津市長に対して、愛鷹広域公園多目的競技場の照明改修費として2,000万円を支出することの撤回を求める。
- 3 請求の理由 愛鷹広域公園多目的競技場は県施設であり、照明改修については県が費用を支出すべきである。
アスルクラロ沼津は、照明施設を改修すべきであることを以前から認識していたが、沼津市に改修費を支出させることになり、沼津市がコロナ禍で援助すべき人を援助することができなくなるのが損害である。

※請求人の意向により、住所及び氏名の公表は控えます。

お問い合わせ先

沼津市役所 監査委員事務局
直通:055-934-4814